

## 路上駐車に関するご注意と自治会館駐車場の利用について

駐車違反の摘発が多い、森の里幼稚園前の道路における駐車方法について、厚木警察から説明がありました。

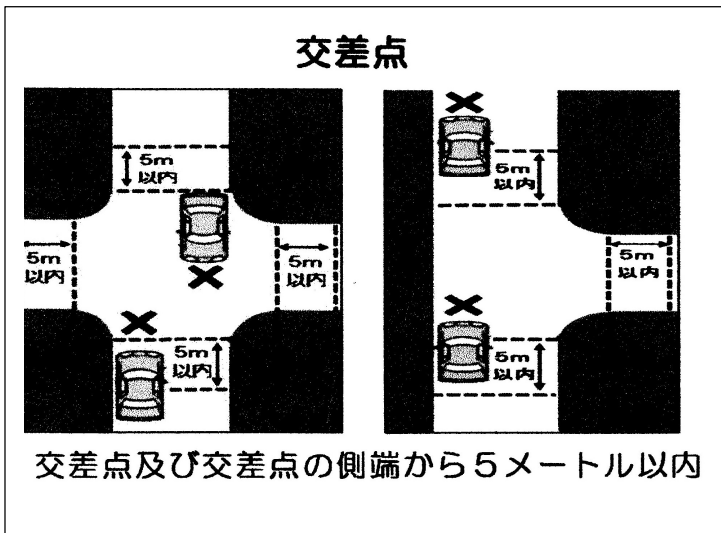
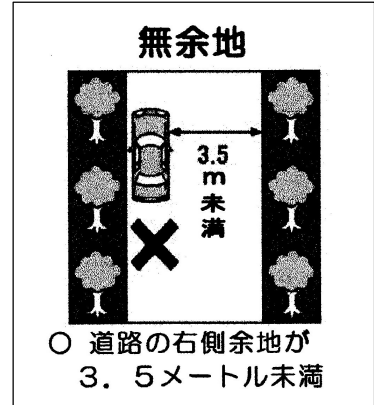
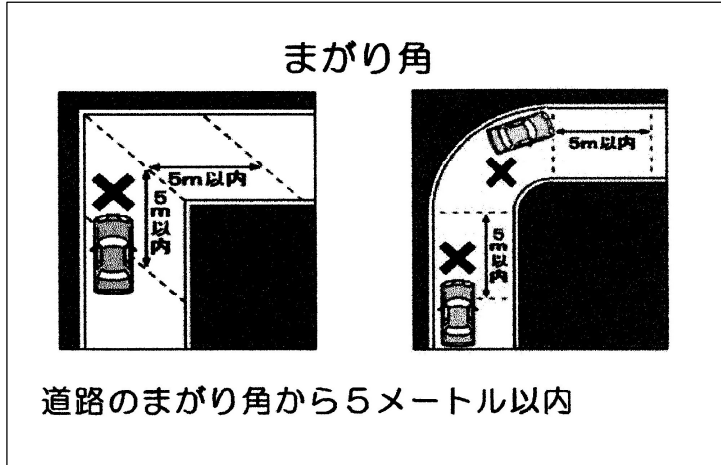
当該箇所は、緊急自動車等が方向転換するよう設けられたもので、駐車は好ましくないとの見解です。ただし、道路交通法上では左側路側に沿って駐車し、添付の駐車禁止場所に該当しない箇所については、長時間駐車(日中 12 時間以上、夜間 8 時間以上)でなければ駐車違反とはならないようです。

駐車違反場所については別紙に示す通りで、これは、五丁目区域の道路にも当てはまります。

五丁目街区内においても、通行上危険な場所や、ご近所に迷惑がかかる場所への駐車は極力控えましょう。また、路上駐車の場合は、自治会発行の「駐車票」を掲示してください。ただし「駐車票」は不審車の識別のためのものですので駐車違反を逃れるものではありません。危険な場所やご近所に迷惑がかかるような場所に路上駐車を見かけた場合、「駐車票」を掲示している車両であれば、持ち主に一言声を掛けてください。

自治会行事等がない場合は、自治会館の駐車場(2台駐車可能)の利用が可能ですのでご利用ください。さらに必要となる場合は、自治会館前庭に駐車(3台)することも可能ですので、自治会総務委員長及び会館利用時の受付担当者へご連絡ください。ただし、前庭への駐車は2t車以下の車両とします。なお、自治会館駐車場および前庭に駐車する場合には、必ず駐車票を掲示してください。

## 駐車違反となる場所



本図は、住宅地内で駐車違反となる場所を示しています。住宅地以外ではほかに駐車違反となる場所がありますのでご注意ください。

